

景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議に対する意見と対応

第39回秋田市景観形成専門部会（書面開催）

景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について

番号	意見等	対応方針
1（葛西）	・2件いずれも重要な景観資源であり、補助すべき建造物と考えます。 ・ただし、事前協議①の建造物については、沿道から容易に望見できるための樹木剪定および今後の適切な建築物の維持管理を確実にこなうよう、建物所有者に改めて伝えておくことが重要と考えます。	⇒ご賛同いただいた意見として承ります。 樹木剪定等については、改めて建物所有者にお伝えします。
2（山内）	・都市景観が地域によってバラツキがあるように感じました。 ・本制度は、古い建造物へ補助することにより、その後の利活用が見込めることから良い制度だと思います。	⇒都市景観が地域によってバラツキがあるというご意見は、地域毎に固有の景観資源があるとともに魅力のある景観資源があるとのご意見と捉えました。賛同いただけるご意見として承ります。 また、補助制度に関するご意見についても賛同いただける意見として承ります。
3（鈴木）	・重要な建物だと認識しております。	⇒賛同いただける意見として承ります。
4（半田）	・事前協議①については、「仁井田村郷土誌」に掲載されているとともに版画家勝平得之の版画のモデルとしても取り上げられ貴重な物件です。 ・事前協議②については、当時の商業活動が伺い知ることができる家屋であることから、貴重な建造物であると考えます。	⇒賛同いただける意見として承ります。
5（石山）	事前協議①も事前協議②も、大変素晴らしい歴史的な建造物であり、秋田市の景観に少なからず貢献しているものですので、今回、この2件の補修の申請について、大変嬉しく思っているところです。 新屋表町通りが、ポツポツと、歴史的な景観が復活していることが大変素晴らしいことで、この流れを継続できるように、専門部会でも何かできることがないか、個人的に考えてみたいと思います。	⇒賛同いただける意見として承ります。